# 令和5年

12月農業委員会総会議事録

■日 時	2023年(令和5年) 12月14日(木) 14:30~15:05 反 訳 : 西 都
■場所	和泉市役所 本館 5 一 A 会議室 速記株式会社
<b>一</b> 201 171	加水中区川   本品   5   八玄城王
■出席者	[農業委員] 計(13名)
(敬称略)	1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎
(議席順)	6 山口 一美 7 井坂 常典 9 友田 博文 10 辻林 孝幸
	11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘
	[欠席委員] 計(1名)
	8 友田 吉春
	[事務局] 計(4名)
	藤原美津子 富永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴
■提出資料	議案書
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
	議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について
	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

# ■議事内容

事務局 お忙しい中、ありがとうございます。 それでは、ただいまから令和5年12月の委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。 友田会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、農業委員会に御出席いただきましてありが とうございます。 それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。 (時節の挨拶) では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。 事務局 本日、委員会に出席されております委員は13名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、8番、友田吉春委員です。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、 本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。 それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 本日の議事録署名人には、2番井阪武範委員さん、3番西辻達佳委員さん、御両名 友田会長 でお願いいたします。 (両委員の承諾あり) それでは、議案書1ページをお願いいたします。 12月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第2号と なっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転7件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。

### 事務局

事務局の伊藤でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田2筆、面積は合わせて604㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から400m、車で約1分の距離に位置しております。

譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について、周辺の農地に支障の ないよう使用いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、水稲栽培している農地であり、譲渡人と譲受人に電話で意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稲栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

# 友田会長

説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、2番、観音寺町の物件について事務局から説明願います。

# 事務局

2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、観音寺町で、地目は、田2筆、面積は合わせて878㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から800m、車で約3分の距離に位置しております。

譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について、周辺の農地に支障のないよう使用いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は水稲及び野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

#### 友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、観音寺町の物件について事務局から説明願います。

# 事務局

3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は400 m<sup>3</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から800m、車で約3分の距離に位置しております。

譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について、周辺の農地に支障のないよう使用します。」とのことです。

続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は水稲及び野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

### 友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、4番、納花町の物件について事務局から説明願います。 4番について説明させていただきます。

事 務 局

許可を受けようとする土地の所在は、納花町で、地目は、畑2筆、面積は合わせて 3,386㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議 案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から9km、車で約30分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機などを保有しており、農業従事予定日数は70日で、3年3耕作を 行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用について、付近の農地に迷惑をかけないよう耕作します。」とのことです。

続きまして、地区担当の溝川委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話で意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

事務局

続きまして、議案第1号、5番、黒石町の物件について事務局から説明願います。 5番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、黒石町で、地目は、畑1筆、面積は32㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から60m、徒歩で約1分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機を保有しており、農業従事予定日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周囲の防除基準に従って耕作し、周辺に支障のないようにします。」とのことです。

続きまして、地区担当の髙橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在はミカンを栽培している農地であり、譲受人に会って意思確認いたしました。譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。なお、譲渡人には農業委員会事務局を通じて譲り渡す意思を確認しております。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

#### 友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、5番については許可することに決定いたします。

5番、6番、7番は同じ関係ですので、よろしくお願いします。

続きまして、議案第1号、6番、黒石町の物件について事務局から説明願います。 6番について説明させていただきます。

# 事 務 局

許可を受けようとする土地の所在は、黒石町で、地目は、畑1筆、面積は3.27 m、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から380m、徒歩で約5分の距離に位置 しております。

譲受人はトラクターを保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周囲の防除基準に従って耕作し、周辺に支障のないようにします。」とのことです。

続きまして、地区担当の髙橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は野菜及びミカンなどを栽培している農地であり、譲受人に会って意思確認いたしました。譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。 なお、譲渡人には農業委員会事務局を通じて譲り渡す意思を確認しております。申請 どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

# 友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、6番については許可することに決定いたしま す。

続きまして、議案第1号、7番、黒石町の物件について事務局から説明願います。 7番について説明させていただきます。

# 事務局

許可を受けようとする土地の所在は、黒石町で、地目は、畑1筆、面積は222 m、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載の とおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から140m、徒歩で約2分の距離に位置 しております。

譲受人は耕運機を保有しており、農業従事予定日数は150日で、3年3耕作を行 う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周囲の防除基準に従って耕作し、周辺に支 障のないようにします。」とのことです。

続きまして、地区担当の髙橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は果樹を栽培されている農地であり、譲受人に会って意思 確認いたしました。譲受人は申請地で果樹栽培をする予定であります。なお、譲渡人 には農業委員会事務局を通じて譲り渡す意思を確認しております。申請どおり問題あ りません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

### 友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで。

# 辻 林 委 員

いいでしょうか。ちょっと分からんのですけれども、この3件、これ、市の財産で すね。

# 友田会長

道路敷地と個人地を互いに譲渡したものです。

# 辻 林 委 員

道路の余剰地ですか。

# 友田会長

以前は谷であり、そこへ泉北環境の灰を埋めた。埋めたけども、そこに布設した管 が崩れてきて、管が割れてきたので、それを修繕し、布設替えするため、場所を少し 移動し布設替えた。そのときに、その農地を分筆してなかったので、市と個人との道 路と農地が明確になっていなかったため、それを今回、全部測量して、境界確定を行 い、互いに譲渡したものです。

### 事務局

ありがとうございます。

友田会長 以上でよろしいですか。

# 辻 林 委 員

はい。

# 友田会長

7番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の 用途に転用するため、これらの所有権の移転1件に関する申請を、別表のとおり定め るものといたします。

議案第2号、1番、平井町の物件について事務局から説明願います。

#### 事務局

事務局の仲野でございます。

議案書5ページ、1番について御説明させていただきます。

物件の所在地は、平井町で、地目は、田1筆、面積は173㎡、転用目的、譲渡 人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が 10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。

第2種農地の代替性の検討ですが、申請地は譲渡人である祖父の自宅や農地からも近く、譲受人が農業の手伝いをする上で利便性がよい土地を探していましたが、他に立地条件を満たす土地がなかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっています。

転用目的は居宅で、譲受人は、譲渡人である祖父の自宅や農地からも近く、農業の 手伝いをする上で最適である申請地を譲り受け、居宅に転用するものです。

なお、他法令の状況ですが、開発許可が必要な案件であるため、開発の事前協議を 行っていることを確認しており、最終的には農地法と同時許可となります。

続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は水稲栽培及び野菜栽培されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用するとのことです。 調査の結果、許可やむを得ないものと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

# 友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、1番、平井町の物件について事務局から説明願います。

#### 事務局

事務局の麓でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、平井町で、地目は、田2筆、面積は合わせて1, 199㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は遊休地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

### 友田会長

説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。

事務局

続きまして、議案第3号、2番、福瀬町の物件について事務局から説明願います。 議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、福瀬町で、地目は、田6筆、面積は合わせて 1, 457 ㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

### 友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理 事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第11項の規定に基 づき、農用地利用集積等促進計画1件を別表のとおり要請するものとします。

議案第4号、1番、善正町の物件について事務局から説明を願います。

#### 事務局

議案書9ページ、議案第4号ですが、こちらは地域計画が策定されるまでの間、みどり公社を間に挟んだ貸し借りをする場合、農業委員会がみどり公社に対して農用地利用集積等促進計画の作成を要請することになっておりまして、御審議いただく内容につきましては、議案第3号の農用地利用集積と同じとなっております。

それでは議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、善正町で、地目は、畑1筆、面積は3,003㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の井之上委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、ブルーベリー栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意 思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地 で続けてブルーベリーの栽培を行う予定です。申請どおり問題ありませんでした。」 との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

#### 友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第4号、1番については許可することに決定いたします。

この地域計画はいつ作成するのですか。

# 事 務 局

地域計画につきましては、令和5年度、6年度の、この2年間のうちに作ることになってますので、令和7年3月31日までが計画の策定予定となっております。

# 友田会長

これ、農用地利用集積等促進計画の前からの継続ですね。

# 事務局

はい。こちらは継続案件になりますので、以前からみどり公社を通じて貸し出ししてます。

# 友田会長

この地域計画、誰が作成するのですか。

# 事務局

地域計画につきましては農林担当が作成することになっておりまして、地域計画策 定後は農林担当が窓口になって、この要請はそれまでの暫定的な形となっています。 友田会長

はい、分かりました。

事務局

農業委員会も一部担うところあります。利用集積の件で。

友田会長

はい、分かりました。

次に、報告案件に移ります。

議案書10ページ、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専 決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理しましたので報 告いたします。

議案書11ページを御参照ください。

続きまして、議案書12ページ、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転3件を、専決により受理しましたので報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

以上をもって、本日の審議は全て終了いたしました。

次に報告案件、その他の案件について、事務局から報告願います。

事務局

事務局の仲野です。よろしくお願いいたします。

報告といたしまして、お手元に御配付させていただいておりますクリップ留めの資料について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、府内農業委員農地利用最適化推進委員等研修会の案内となってございます。主催であります大阪府農業会議から通知が届きまして、府内の農業委員会では今年度は多くの市町村で改選があったこと、また、女性委員についても令和2年度と比較し約21%の増加で、79人になったことなどに基づきまして、府内を4地区に分けて研修会を開催されることになったものです。

資料の2枚目、お願いいたします。

こちらの研修会予定一覧に記載されておりますとおり、和泉市は2段目のところですね。泉北泉南堺地区となりますことから、開催日時が令和6年1月30日火曜日の午後1時30分から午後4時15分まででございまして、資料の1枚目裏面には日程を記載してございます。

当日はマイクロバスを用意しておりますので、御参加いただける委員さんにおかれましては市役所横にございますコミュニティーセンター1階に午後0時20分集合、 0時30分出発予定となってございます。

なお、当日の昼食は済ませてから集合いただきますようよろしくお願いいたします。

また、資料の4枚目に出欠確認の用紙がございます。府農業会議へ出席者予定人数を報告する必要がございますので、本日の段階で当日の御予定がお分かりになられる委員さんにおかれましては、お手数ですが出欠のどちらかに丸印と氏名を上下段それぞれに御記入いただき、下段の部分を事務局へお渡しいただきますようよろしくお願いいたします。

現段階で予定が分からない委員さんにおかれましては、12月22日金曜日までに、お電話でも結構でございます、御報告をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、その他といたしまして、その後ろにある一枚物の資料になってございます。

こちらは令和6年度農業委員会の開催日程予定となってございますので、また御一読のほう、よろしくお願いいたします。

最後に、御案内でございますが、次回、1月の委員会議事終了後におきまして、少しの時間ではございますが、なにわ農業賞受賞者であり、現農業委員会委員でございます辻林委員さんに御講演をいただく予定となってございますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

#### 友田会長

この際、何か皆さん方で御意見、御質問ございましたらお受けしたいと思いますけども、ございませんか。

一応、来月、来年1月12日は、辻林委員さんに農業に関連して講演をしていただくと。最適化推進委員会議のほうでもやってもらいますので、2回するのですか。

#### 事務局

2回。

申し訳ございません。よろしくお願いします。

#### 友田会長

よろしくお願いしときます。来年は楽しみにしてます。また、他に受賞された委員 さんも、よろしくお願いします。

それでは、何も御質問ないようですので、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。これで総会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### 閉会時間15時05分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委員

委 員